

⑤ 不動産取得税の課税免除等について

問 水戸県税事務所 課税第二課 TEL 029-221-4820

県では、企業立地等の促進を図るため、県内で事業用施設や事務所を新設または増設した企業が利用できる「県税の特別措置」を設けています。

県税の特別措置の一例

課税免除 対象事業(製造業、情報通信業、運輸業等)の用に供する事務所または事業所を、県内に新設または増設し、県内の従業者数が5人以上増加した法人

不均一課税 県内に本社機能を移転または拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた法人等

※県税の特別措置を利用するには各種要件があり、期限(不動産を取得した日から60日以内)までに手続きが必要です。詳しくは県税事務所までお問い合わせください。

⑥ 笠間市消防出初式に伴いサイレンを鳴らします

問 消防本部 消防総務課 TEL 0296-73-0240

消防出初式の開催に伴い、市内消防団詰所でサイレンを繰り返し鳴らします。火災とお間違えないようにご注意ください。

日時 令和6年1月8日(月・祝) 午前7時

⑦ 水道工事に伴う交通規制を行います

問 水道課(内線 71210)

水道工事に伴い、交通規制を行います。通行の際は、工事看板や交通誘導員の指示などに従って通行してください。付近にお住まいの方や通行される方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。工事箇所および規制区間は、順次移動します。

規制期間 12月下旬～令和6年3月中旬(予定)

規制時間 午前8時30分～午後5時

規制区間 笠間市土師地内

規制内容 市道：全面通行止 県道：片側交互通行止

施工業者 (株)根本金物店

